苫小牧市の特別支援 教育の推進のために

(障害のある子ども一人一人の生きる力の育成を目指して)

苫小牧市教育委員会

はじめに

本格的な少子高齢化社会を迎え、市民の社会福祉に対する関心は高まり、その重要性はますます増しております。すべての人々が安心して快適な日常生活を営み、一人一人が活力に満ち、生き生きと生活を送ることができるよう、すべての人々が支え合い自立できる地域社会を築き上げていかなければなりません。そして、このことは、障害のある人もない人も、同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することのできる社会を目指す、ノーマライゼーション理念の実現にもつながるものです。

そして、これらノーマライゼーションの理念を実現するために、障害のある子どもについても、その社会参加と自立を、生涯を見通して社会全体として支援していくことが大切です。とりわけ、乳幼児期から学校卒業後までは、あらゆる面において将来に向けた基盤づくりの時期であり、教育・福祉・医療・労働等が一体となって、障害のある子ども及びその保護者に対する相談や支援を充実していくことが求められています。

本市においては、このような状況を踏まえ、新しい時代に向けた取組を推進するため、 平成14年3月に「苫小牧市福祉のまちづくり条例」の制定などを行い、障害のある人々 が安心して暮らせる街づくりや、生活の質を向上させることに着目して、各種の施策を展 開しています。今後、障害のある子どもの教育を一層充実していくためには、望ましい教 育を探る基本に立ち返り、その在り方を検討し、新たに施策を展開していくことが必要で す。

このような状況の中で、学校教育、とりわけ小・中学校における特別支援教育にかかわる本市の基本的な考え方を示し、来年度以降具体的に特別支援教育を推進するための指針を定めることが求められております。

そのため、本市では平成17年6月に有識者による特殊教育振興委員会を組織し、2か年にわたる審議を経て、平成18年8月に「特別支援教育の在り方について」の答申を受けました。その答申を踏まえ、新しい時代に対応した、新しい視点での障害のある子どもの教育を推進するため、ここに「苫小牧市の特別支援教育の基本的な指針」を策定するものです。

苫小牧市教育委員会

〈目 次〉

	頁
苫小牧市における特殊教育の現状と課題	1
1. 特殊教育の現状と課題	1
(1) 特殊学級の配置に関して	
(2) 特殊学級と通常学級の連携に関して	
2. 特別な教育的支援を必要とする子どもへの対応に関する現状と課題	2
苫小牧市における特別支援教育の基本構想	3
1. 本市における特別支援教育の基本的な考え方	4
2. 理念	4
3. 指針	4
4. 実施のための基本構想	5
苫小牧市における特別支援教育の展開	6
1. 本市における支援体制の整備の考え方	6
2. 小中学校の特別支援教育の充実を目指して	7
(1) 校内支援のための体制の整備と拡充	
(2) 保護者との信頼関係の構築	
(3) 専門的な支援体制の確立	
(4)継続した相談・支援体制の充実	
3. 教員の専門性と資質・能力の向上	8
(1)養成研修の実施	
(2) 職務や役割に応じた多角的な研修の充実	
(3) 教員に対する教育相談と理解啓発の充実	
4. 多様な学びを支える特別支援学級の整備	9
5. 特別支援学校の設置にかかわる課題 1	0
6. 各発達段階における支援の流れ 1	1

苫小牧市における特殊教育の現状と課題

苫小牧市では、これまで障害のある子どもの教育に関して、特殊学級として知的障害学級・肢体不自由学級・病虚弱学級(院内学級)・情緒障害学級のほか言語障害通級指導教室の設置など、整備・拡充する施策を行ってきました。

また、特殊教育の対象となる子どもたちを「疾病のみ」の枠でとらえるのではなく、「発達障害」という観点でとらえてきたことは、特別支援教育につながる先進的な取組として位置付けられるものです。

全国的な少子化の傾向にもかかわらず、「特別の教育的な支援」を求めている子どもの数が増加していることは、特殊教育に対する保護者の理解の深まりとともに、多様な教育的ニーズに適切に対応することが求められていると考えます。

しかし、本市では、盲学校・聾(ろう)学校はもとより、知的障害や肢体不自由を含めた養護学校が設置されていないことによる障害の程度の重い子どもを受け入れるといった課題を抱えております。併せて、小・中学校の通常の学級に在籍しているLD、ADHD、高機能自閉症等の軽度発達障害のある子どもたちに対して緊急に対応しなければなりません。

1. 特殊学級の現状と課題

本市の特殊学級に在籍する子どもの数は増加の傾向を示しています。知的障害学級・肢体不自由学級・<u>情緒障害学級*1</u>(固定)の指導を受ける子どもたちの数は微増ですが、情緒障害学級で通級指導を受ける子どもたちは増加の一途をたどっております。

また、特殊学級を一部の拠点校に設置しているため、他校での通級指導を余儀なくされている子どもたちが多く、通級に当たって、子どもや保護者が様々な課題を抱えています。

さらに、本市には盲・聾(ろう)・養護学校が設置されていないため、比較的障害の重い子どもたちが特殊学級に在籍しています。本市としては、教師の負担の軽減やより適切な指導を行うことができるよう、市独自に<u>介添員*2</u>を配置していますが、その増員を図る必要もあります。

(1)特殊学級の配置に関して

本市はこれまで、<u>拠点校方式*3</u> により、障害種別ごとに特殊学級を設置してきております。また、市中心部と東部にそれぞれ1校、計2校の言語障害通級指導教室を設置して成果を上げてきました。しかし、一方で小学校特殊学級は、人口増加が著しい郊外の学校等で、近年、対象となる子どもの数が増加しているため、指導する場(教室)の確保や子どもの事故防止が課題になっております。

また、中学校特殊学級は3校設置されております。1校は校舎が独立し、中学校の分校として設置され、比較的障害の重い子どもたちも受け入れ、指導を行っております。このため、通級指導を行っているのは2校であり、<u>通級に伴う様々な課題*4</u>も顕在化しております。

(2)特殊学級と通常学級との連携に関して

障害のある子どもが、必要に応じ盲・聾(ろう)・養護学校等の専門的な教育的支援 を受け、障害に伴う様々な困難を乗り越えるとともに、地域の子どもや人々とのよりよ い人間関係を築き上げ、将来の自立や社会参加を図るための力を身に付けるための教育 の充実が求められています。

特殊学級で学ぶ子どもが、学校での学習活動等を通して日常的に子どもたちとふれあい、活動を共にすることは通常学級の子どもにとっても良い機会になります。このような交流及び共同の学習を通して、通常学級に学ぶ子どもは、障害への理解を深め、ノーマライゼーションの意識を培うことができます。

交流学習の実施に当たっては、特殊学級設置校全体にその利点を生かすような取組を、様々な形で行っていますが、多様な連携を進める必要があります。今後は、特別支援教育を実施する上でも、学校全体として特別支援教育に対する理解の促進や校内体制の整備など、連携・協力を進めていく必要があります。

2. 特別な教育的支援を必要とする子どもへの対応に関する現状と課題

本市就学指導委員会の調査件数は、平成17年度は300件を超えております。また、小・中学校の通常学級に在籍する、軽度発達障害により特別な教育的支援を必要とする子どもは、国の調査では約6.3%となっております。

今後、このような子どもに対する支援は、全教職員の共通理解のもと、全校体制で組織的・計画的に行われることが大切です。専門的な研修で管理職を含めた教職員の力量を高め、特殊教育のノウハウを活用しながら、一人一人の支援計画に基づいた指導に努めることができるよう、校内体制の整備と教職員の意識改革が重要な課題です。

今後、「一人一人のニーズに応じた多様な支援の展開」をするという基本的な考えのもと、苫小牧市の特殊教育の現状に合わせて、特別な教育的支援を充実するための取組を推進していきます。

苫小牧市における特別支援教育の基本構想

(一人一人のニーズに応じた多様な支援の展開のために)

1. 本市における特別支援教育の基本的な考え方

どの子どももそれぞれのニーズに応じた教育を受ける権利を有しており、その特性等に 応じて適切な教育を受ける機会が平等に与えられなければなりません。特に子どもに障害 がある場合、将来の自立と社会参加のためには、障害に伴う様々な困難を軽減し、主体的 に生活する能力を高めていくことが求められます。障害のある子どもの教育においては、 近年、障害の重度・重複化や多様化、より軽度の障害のある子どもへの対応や早期からの 教育的対応に関するニーズの高まり、卒業後の進路の多様化などが進んでおります。

このような特殊教育を取り巻く状況を踏まえ、平成15年3月「特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議」がまとめた「今後の特別支援教育について(最終報告)」において、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある子どもたちに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換が提言されました。これを受けて、文部科学省は、平成16年1月にガイドライン*5をまとめ、全国の小・中学校及び都道府県教育委員会並びに市町村教育委員会等に配布しました。また、中央教育審議会は、平成17年12月に答申*6を発表し、今後の特別支援教育の制度の在り方についての方向性を示しました。さらに、平成16及び17年には障害者基本法の一部改正や発達障害者支援法・障害者自立支援法を整備して、ノーマライゼーションの社会を実現するための法的な根拠を整備しています。

本市においては、「協力者会議最終報告」及び「中教審答申」やこれまでの特殊教育の成果に基づき、『障害のある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う』ために体制等の整備を進める必要があります。

そのために、一人一人のニーズに応じた特別な教育的支援の充実を目指し、障害の重度・重複化、多様化に適応した教育の推進に努めます。これにより、障害の有無にかかわらず、子どもたちの確かな学力の向上や豊かな心の育成に資するものであると同時に、「障害者基本計画」に即して、乳幼児期から義務教育さらに義務教育終了後の就労や高等教育との連携を図る共通のグラウンドができることになると考えております。

以上のことを踏まえ、本市のこれまでの特殊教育の成果をもとに、特別支援教育の在り 方を示します。

2. 理 念

一人一人の特別な教育的ニーズに応え、能力や可能性を最大限に伸ばす多様な教育 を展開します。

障害のある子どもが、将来、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を身に付けていくためには、乳幼児期から社会への移行期まで途切れることなく、一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を受けることが大切です。

学校教育においては、障害のある子どもの視点に立って特別な教育的ニーズを把握し、本人や保護者の意見を十分に聞くとともに理解と同意のもと、学校が地域社会や関係機関と連携し、これまで以上に一人一人の子どもの教育的ニーズに応じた多様な教育の展開を図ります。

3. 指 針

障害の重度・重複化、多様化に対応しつつ、LD、ADHD、高機能自閉症等を含む障害のある子どもたちの個に応じた指導を充実し、特別支援教育を推進します。

障害の重度・重複化や多様化が進んでいることから、一人一人に応じた指導の充実が求められています。重度・重複化の対応のために、障害種別の異なる複数の教育課程を編成することも視野に入れ、教育の総合化を推進しつつ、専門性の高い教育を行うことが必要です。また、多様化の対応には、障害の状態や発達段階等に応じた教育内容や方法を検討していくことが大切です。

学校教育においては、一人一人の状態に応じた、「個別の教育支援計画」を作成し、個別の指導計画に基づく指導の充実に努めます。さらに、LD等を含む障害のある子どもの教育的な対応のために、本市の特殊教育を見直し、専門性を確保*7 しながら適切な教育的支援体制の整備を図ります。

障害のある子どもたちはもとより、教育的ニーズをもつ子どもたちに適切な教育的 支援を行うことができるように関係機関が連携し、それぞれの実情に応じた特別支援 教育体制の構築及び教育環境の整備を図ります。

障害のある子ども一人一人が、乳幼児期から将来に向けて、健やかに、たくましく成長し、障害に伴う様々な困難を軽減し、学校卒業後、地域の中で自立し社会参加を図るためには、その子どもの課題が継続していく中で、関係機関それぞれが有している専門的サービスを互いに協働させながら支援していくことが必要です。

このことから、教育のみならず福祉、医療、労働など、子どもに携わるすべての関係者 の連携と協力のもと、本人や保護者を支援するための環境の充実に努めます。

さらに、一人一人の教育的ニーズに対応していくためには、各学校における施設設備を 含めた教育環境の整備を推進することはもちろん、特別支援教育を推進するための中心的 な役割を果たす組織の構築と整備を図ります。

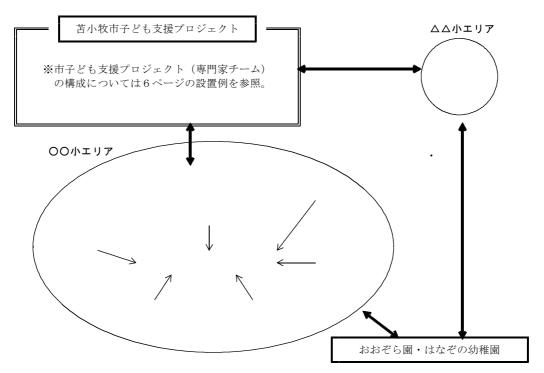
4. 実施のための基本構想

本市の特別支援教育の実施に当たっては、「協力者会議最終報告」や「中教審答申」などを踏まえ、これまでの本市の教育を基盤にした基本的な構想が求められます。

これまで、本市においては、苫小牧市就学指導委員会、各学校の校内就学指導委員会などがそれぞれの専門的機能を連動させ、子どもを支援する他の関係機関と連携を図りながら、教育的支援の機能を発揮してきました。本市の特殊教育を基盤に考えれば、拠点となる特殊学級設置校を中心にエリアを構成し、エリア内の小・中学校等の教育機関と幼稚園・保育園等の就学前教育、保育機関が相互に連携を図る教育的支援システムを作ることが必要です。

今後においては、これらの機能を子どもの視点に立ってより一層適切に発揮して、乳幼児期から社会の移行期まで継続的に相談・支援が行えるよう、関係機関と連携した相談体制の充実を図るとともに、障害のある子どもを支援するための総合的な取組を、関係部局とその他の関係機関と連携しながら推進していきます。

《苫小牧市の教育的支援システム》 ※ ◆◆◆◆ 相談・助言・情報提供・その他



苫小牧市における特別支援教育の展開

(一人一人のニーズに応じた多様な支援の展開のために)

1. 本市における支援体制整備の考え方

障害のある子どもやその保護者が安心して生活できるためには、教育のみならず、福祉、 医療、労働等の関係部局とその他の関係機関が互いに連携し、総合的に支援していくこと が大切です。

そのため、本市では障害者基本計画や発達障害者支援法・障害者自立支援法の趣旨を踏まえ、障害のある子ども支援する体制を整備します。また、幼稚園・保育園、小・中学校の取組を支援するとともに、保護者の相談に応じて適切な助言や判断を行うための体制を整備します。

本市教育委員会では特別支援教育の積極的な推進のために、専門性の高い教員の確保を 目指すとともに、担当の指導主事の配置や、教育相談員の増員を行い、指導助言や巡回相 談等をきめ細かく実施します。

また、一人一人の子どもたちの教育的なニーズに対応した特別支援教育の実施に向けて、 それぞれの専門家により構成される「専門家チーム」を設置します。この専門家チームは、 各学校の求めに応じて、LD、ADHD、高機能自閉症等の対象となる子どもに対して、 望ましい教育的な対応について専門的な意見の提示や助言を行う役割を果たします。

さらに、これまでの本市の特殊教育を基盤に、拠点となる特殊学級の設置校を中心にエリアを構成して、エリア内の小・中学校等の教育機関と幼稚園・保育園等の就学前教育との連携を図る教育的支援システムを作ります。将来的には、苫小牧市就学指導委員会が果たす役割をこの「専門家チーム」との連携を果たしながら拠点校を中心とした「〇〇小学校エリア」で行っていくことを念頭に段階的に体制を整備します。

〈専門家チーム(苫小牧市子ども支援プロジェクト)の設置例〉

《苫小牧市子ども支援プロジェクト》

- 〈実働グループ〉
- ◎市教委(学校教育課)◎市教委(指導室)
- ◎教育相談員
- ◎各エリアの子ども支援プロジェクト代表
- ○心身障害者福祉センター
- ○おおぞら園
- ○発達支援センター
- ○はなぞの幼稚園

〈関係機関〉

- △健康管理課
- △医療機関 (医師)
- △盲,聾(ろう),養護学校
- △室蘭児童相談所
- △道立特殊教育センター



〈専門家チームの役割〉

- ・軽度発達障害かどうかの判断
- ・対象者の望ましい教育的な対応について 専門的意見の提示
- ・学校の支援体制についての指導助言
- ・保護者,本人への説明
- 校内研修の支援

2. 小中学校の特別支援教育の充実を目指して

学校教育の時期においては、乳幼児期から義務教育終了後までを見通し一人一人の子どもの学びを継続・発展させ、幼・小・中の各段階の学校(園)が、保護者や関係機関と連携・協力して、子どもの学びを支えることができるようコーディネートしていく機能や役割が求められています。

また、学校が保護者や関係機関との共通理解のもとで、子どもの個別の支援計画を作成・実施することが大切であり、そのためには保護者や学校の求めに応じ、子どもの教育的ニーズの把握とそれに基づく支援計画作成への指導・助言など、専門的な立場から継続的に支援していくことが必要です。

これまで、本市においては、苫小牧市就学指導委員会、各学校の校内就学指導委員会などがそれぞれの専門的機能を連動させ、子どもを支援する他の関係機関と連携を図りながら、教育的支援の機能を発揮してきました。

「中教審答申」を受けて、盲、聾(ろう)、養護学校が特別支援学校に変わり、特別支援教育のセンター的な機能を持つことや、障害者基本法の一部改正により、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を積極的に進めることを通して、相互理解を促進していかなければならない旨が規定(第14条第3項)されたことによって、小・中学校における特別支援教育は、学校全体の課題として取り組んでいくことが求められることとなりました。

今後においては、「特殊学級設置の有無にかかわらず、各学校が全体的総合的な対応を 行う」ことを基盤に、特別支援教育を視野に入れた学校経営に向け、経営計画に特別支援 教育についての基本的方針を明示し、障害のある子どもを支援するために総合的な取組が 学校全体で推進できるよう、以下のように取組を進めます。

(1)校内支援のための体制の整備と拡充

各小・中学校は、校内の特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、保護者への 十分な説明と同意のもと、関係諸機関と連携しながら、情報を収集するとともに、ふさ わしい教育内容や方法の検討及び指導とその評価などを充実させるための校内支援体制 を整備します。

そのために、「校内委員会」を設置し、「特別支援教育コーディネーターを」指名するとともに、校内で学ぶ子どもを個別に支援するためのチームを組織したり、必要に応じて関係機関から専門的な支援を受けるなどして、個に応じた指導内容、方法の充実を図り、子どもを支援するための機能の拡充を図ります。

(2)保護者との信頼関係の構築

特別な教育的ニーズがある子どもに対して、保護者の要請に応じて、教育、心理、医学的な観点から、子どもの状態を正確に把握し、適切な教育環境を検討するとともに、 その結果を保護者に提供し、保護者からの教育・発達相談にきめ細かく対応します。

このことにより、保護者の気持ちを受け止め、受入れと共感を柱とした信頼関係を構築し、保護者とともに対応を考え、適切な支援を図ります。

(3)専門的な支援体制の確立

特殊学級や通級指導教室で学ぶ子どもや、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等も含め、特別な教育的ニーズがある子どもに対して学校が適切に支援していくことができるよう、「校内委員会」の要請に応じて相談員を派遣し、専門的な立場から支援を行います。

また、「校内委員会」が円滑に機能するために、運営についてのノウハウを提供する とともに、各学校が校内支援の成果等を互いに情報交換できるための会議を開催するな ど、校内において、特別な教育的支援を推進できるように支援体制の充実に努めます。

(4)継続した相談・支援体制の充実

障害の重度・重複化、多様化に対応し、障害のある子どもやその保護者に対して、乳 幼児期から学校卒業後までの教育においては、福祉・医療・労働など関係機関と連携し 継続した相談体制の充実を図ります。

3. 教員の専門性と資質・能力の向上

障害のある子どもをめぐる今日的な諸課題に対応し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対する専門的な教育的支援を充実するためには、指導に当たる教員が子どもの特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切な指導を行うことができるための専門性を一層高めていくことが必要です。特に、近年、LD、ADHD、高機能自閉症児等に対する特別な教育的支援として、指導法の開発等を含めたより専門的な教育的支援のできる指導者の養成が求められています。

また、指導に当たる教員のみならず、すべての教員が障害に関する理解と認識を深め、職務や役割などに応じて、学校全体で、障害のある子どもの教育を支えることが重要であり、今後は、すべての教員に対して、障害のある子どもの教育に関する専門的で多角的な研修を充実させるとともに、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた、特別な教育的支援を必要とする子どもの指導にかかわる教育相談の充実や、理解・啓発のための取組を積極的に進めます。

(1)養成研修の実施

障害の重度・重複化への対応とともに、LD、ADHD、高機能自閉症等も含め、子どもの特別な教育的ニーズに応じた多様な教育を充実させるため、特殊教育センターや大学、他の研修機関と連携しながら、指導に当たる教職員の専門性や資質・能力を向上させるための研修に努めます。

また、コーディネーターの役割を担い、特別な教育的支援を中心となって推進できる 専門的指導者の養成研修を行います。

(2)職務や役割に応じた多角的な研修の充実

特別な教育的支援を必要とする子どもの教育を充実させるため、体系的な研修を管理職を含むすべての教職員の職務や役割に応じて、多角的・計画的に行います。

(3)教員に対する教育相談と理解啓発の充実

特別な教育的支援を必要とする子どもの指導に関して、教育相談を充実させるととも に、理解・啓発を促すため、教員に対して適切な指導資料等を提示します。

また、各学校の教員が特別支援教育を推進するための必要な情報が得られ、子どもや保護者に適切な相談・助言を行うことができるよう、専門家による巡回相談を行う体制を整備します。

4. 多様な学びを支える特別支援学級の整備

小・中学校において、特別な教育的支援を必要とする子どもは通級指導教室を利用したり特殊学級で学んでいます。近年、子どもの障害の状態が多様化しており、ニーズに応じた指導の充実を図ることが必要です。また、通常の学級に在籍する、LD、ADHD、高機能自閉症児等、特別な教育的支援を必要とする子どもに対しても、その対応の充実が求められています。

本市ではこれまで、拠点校方式により、障害種別ごとに特殊学級を設置してきました。 言語障害通級指導教室についても2校を設置して成果を上げています。今後、特別な教育 的支援が必要とされる子どもに対して、そのニーズに応じた指導が適切に行えるよう、障 害種別に応じた特別支援学級を計画的に整備・拡充していくことが必要です。

このことから、中央教育審議会の答申を踏まえ、軽度発達障害のある子どもが特別の教育的支援を受ける場として、各小・中学校に「特別支援教室」を設置します。

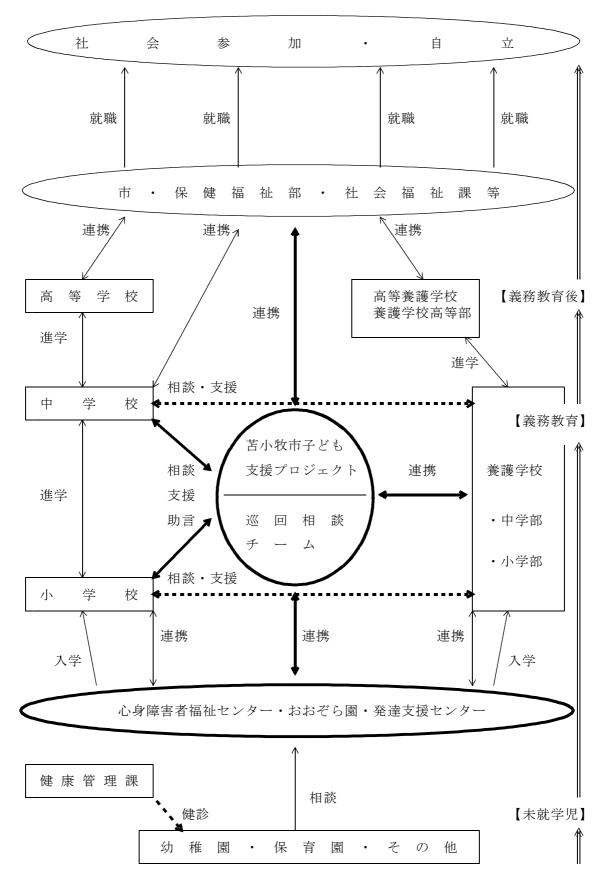
なお、障害の状況によっては固定指導の方が教育効果が大きいなどの意見があることから、答申を踏まえて、現行の特殊学級を「特別支援学級」として存続するとともに、今後の就学する子どもの数の増加等の状況を勘案しながら、特別支援学級を未設置校に計画的に設置してまいります。

5. 特別支援学校の設置にかかわる課題

特殊教育緒学校は特別支援学校となり、特別支援教育のセンター的な役割を担うことが求められております。本市には、養護学校が設置されていないため、比較的障害の重い子どもが特殊学級に在籍していたり、障害のある子どもやその保護者の教育的なニーズに適切に対応しきれない等の大きな課題が残されております。

今後、特別支援学校の設置についてはどのような方法等が考えられるのか、この指針と は別に、本市特別支援教育の推進のために果たす役割を含めて研究してまいります。

6. 各発達段階における支援の流れ



おわりに

平成18年3月、北海道教育委員会に設置された「特別支援教育在り方検討委員会」から「北海道の特別支援教育の在り方について(第1次報告)」が発表されました。ここには、以下の「基本理念」が掲げられています。

本道においては、できる限り身近な地域において、一人一人の教育的ニーズに応じ 適切な指導及び必要な支援が受けられるような特別支援教育の体制整備を図り、障害 のある幼児児童生徒が自立と社会参加を目指して、心豊かにたくましく育つ教育を推 進する。

また、「特別支援教育推進の視点」として、

●「人づくり」

障害のある幼児児童生徒について、教員の理解促進、専門性の向上を図るととも に、地域における障害のある幼児児童生徒にかかわる専門家等の養成、確保を図る。

●「組織・チームづくり」

関係者・機関が連携協力し、協働して幼児児童生徒の指導及び支援にかかわる組織やチームを形成する。

●「システムづくり」

学校や教育、医療、福祉等の関係者が連携協力するネットワークづくりを通して、 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応できる支援システムを構築する。

と述べられています。

北海道教育委員会は、この「基本理念」と「特別支援教育推進の視点」に基づき、検討 を進め、特別支援教育の在り方について提示すると思われます。

この理念は本市の特別支援教育の推進における考え方と異なるものではありません。

苫小牧市では、「一人一人の教育的ニーズに対応する教育」を「特別支援教育」ととらえ、将来を見据えて段階的に整備を進めていきます。

平成18年8月 苫小牧市教育委員会

*1 情緒障害学級:

本市における情緒障害学級の形態は、特殊学級に在籍しながら、児童・生徒の実態に応じて、必要な時間、通常の学級と交流・共同学習を行う形態をとっている。すなわち、一人一人の障害の程度に応じて、必要な回数、必要な時間を、情緒障害学級で特別の指導を受けることとした。

したがって、児童・生徒の障害の程度によっては、登校から下校まで、情緒障害学級で、ほぼ固定的に指導を 受ける場合や、週に一定時間、情緒障害学級に通級して特別の指導を受ける場合が見られる。

そこで便宜上、登校から下校まで情緒障害学級で、ほぼ固定的に指導を受ける場合を「固定」と呼び、週に一 定時間、情緒障害学級に通級して特別の指導を受ける場合を「通級」と呼ぶ。

*2 介添員:

介添員は、原則として「肢体不自由学級」・「情緒障害学級」(相談学級を除く)に配置され、当該特殊学級に在籍する児童・生徒のうち、障害の程度が「養護学校に措置される程度の者」が2名以上在籍する場合に配置される。介添員の業務は、当該特殊学級担当教諭の補助業務である。

*3 拠点校方式:

小学校の特殊学級設置の基本的な考え方。小学校の通学区域2~4区に1校程度、特殊学級が設置されている。

*4 通級に伴う様々な課題:

中学校特殊学級(情緒障害)に通級する場合に生じる課題としては、①通学に要する時間が長時間にわたる、 ②それに伴う事故の懸念、③通級に伴う授業の欠課とその補充の難しさなどが挙げられる。

*5 ガイドライン:

「小・中学校における LD (学習障害)、ADHD (注意欠陥/多機能障害) 高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン (試案) |

*6 答申:

特別支援教育を推進するための制度の在り方について(中教審答申)

*7 本市の特殊教育を見直し専門性を確保:

「特殊教育の見直し」とは、「中教審答申」を踏まえて、様々な方法を検討することをいい、「専門性」とは、 教育と医学・心理学の知見を取り入れた、教育課程の編成及び指導の実際をいう。